宇治田原都市計画地区計画の決定(宇治田原町決定)

都市計画贄田・立川地区地区計画を次のように決定する。

(平成24年3月30日告示)

名	名称		贄田・立川地区 地区計画
	置		京都府綴喜郡宇治田原町大字贄田小字鳶谷、植山、東植山、贄田谷、伏谷、
位			及び大字立川小字坂口、西垣内、南垣内、袋谷、古池谷、及び大字荒木小字
			大地の各一部
面		積	約39.9ha
地区の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標		当地区は、北に国道 307 号に近接し、南に都市計画道路宇治田原山手線が
			接する広大な地区で、民間の工業用地開発が行われようとする地区である。
			そこで、地区計画を定めることにより、用途の混在による工業環境の悪化
			を防止し、工業地域にふさわしい良好な生産環境を形成し、保全することを
			目標とする。
	土地	也利用の方針	当地区は、用途の混在を排除し、周囲を取り巻く緑豊かな自然環境と調和
			した良好な工業生産地としての土地利用を図る。
	建築物等の整備		良好な工業生産環境を創出し、保全するため、建築物等の用途の制限、壁
	0	方 針	面等の位置の制限並びに建築物等の形態又は意匠の制限、かき又はさく等の
			構造の制限を行う。
地	地区整備計画の		約13.0ha
	区域の面積		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
区	建	建築物等の	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。
		用途の制限	(1) 工場
整	築		(2) 事務所
			(3) 研究所
備	物		(4) 前各号の建築物に附属するもの
	,	壁面の位置	建築物の外壁の面又はこれに代わる柱の面から道路境界線(道路の角切り
計	に	の制限	部分を除く。)までの距離及び隣地境界線までの距離の最低限度は、5.0m と
	関		する。
画	因	建築物等の	建築物及び広告物、看板の形態、意匠については、すぐれた都市景観の形
	す	形態又は意	成と周辺環境との調和に寄与するものとする。
		匠の制限	屋外広告物は、京都府屋外広告物条例の許可の基準に適合し、かつ、自己
	る	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	用のものに限る。
		かき又はさ	建築物等の敷地の周囲は、地盤面からの高さが、1.5m~2.0m の透視可能
	事	く等の構造	なさく等(地盤面からの高さが 0.4m 以下のさく等の基礎石は、さく等の高
		の制限	さに含む。)で囲むこととする。
	項		出入口部に供する部分に設置する門柱、へい等は、地盤面からの高さが
			3.0m 以下のコンクリートブロック造等とする。

「区域及び地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」

理由

本都市計画は、工場用地としての土地利用を図る本地区について、地区計画を定めることにより、生産環境として良好な環境の形成を図ろうとするものである。